

Title	政治学における秩序と権力の問題：主意主義的視点からの検討
Sub Title	On the Concept of Power and Order in Politics
Author	霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.11 (1986. 11) ,p.92- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861128-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

政治学における秩序と権力の問題

—— 主意主義的視点からの検討⁽¹⁾ ——

霜 野 寿 亮

- I はじめに——問題の所在
- II プラトンの国家論
- III ホッブスと闘争状態
- IV ロックと自然状態
- V ロールズの正義論
- VI 合理的選択の理論
- VII 秩序問題の解明と残された課題

I はじめに——問題の所在

前に述べたことの繰り返しになるが、秩序と権力の問題を論じることにはいささかの恥じらいがある。それは、どうあがいても純粹に科学的な方法で、秩序と権力につき、²⁾なぜいかに

して¹⁾を解き明かすことはできないとの思いが重くのしかかるからである。しかし、権力の社会的役割を少しでも科学的に解明しようと願う筆者の観点からすれば、秩序の意義を問い権力の機能を問うことは避けることのできない課題である。これは、筆者にとり、いつかは行なわなければならない仕事なのである。そのための準備作業として、秩序と権力の関係がこれまでどのように捉えられてきたかをまず確認しておかなければならない。筆者は理論社会学における確認「ア」を既に済ませている²⁾。これに続き、政治学についても同じように検討し確認してゆくことが本稿の目的である。

政治学は伝統的に、「社会をいかに秩序あらしめるか」を政治の根本課題と捉え、その分析に携わってきた。それゆえ秩序

問題を考えるとき、政治理論の貢献を抜きに考察することはできない。ただ、多くの政治理論は政治学の思维的制約ゆえに、どのようにして秩序が成立したかを問うことよりも、いかなる秩序が好ましいかを問うてきたのである。それでも、社会に秩序の必要なことを説き、そのために政治はいかにあるべきかを主張するすべての議論に、秩序成立と係わる説明を見出すことは可能である。政治理論をこのように眺めることは、政治理論のすべてが持つ政治学の基本論理に触れてゆくことにはかならない。それゆえ逆に、政治学の基本論理を知り、新たな視点から照明を当てるために検討すべき政治理論の数は多くを要しない。政治の根本について示唆に富む古典を中心に、わずかの理論に目を通せば十分である。本稿では、古典からプラトン、ホッブス、ロックを、現代からはロールズと合理的選択理論を取り上げる。これら理論の検討により、いくらか幅を持たせた形で政治学の基本論理を確認することができるはずである。⁽³⁾

確認作業の方式は先に済ませた社会学における検討の場合と同一とし、効率的検討を目差して可能なかぎり、次の七項目に分けて考察してゆくことにする。A. 秩序形成。B. 間主観性の確保。C. 主意主義的説明。D. 政治権力の創出。E. 正統性の論理的説明。F. 理論的基本的前提。G. 論理的課題。このような項目の立てかたをするのは、間主観性の一部として秩序があり、秩序の一部として正統性があり、秩序を確保する手段として権力が存在すると、筆者が基本的には考えているから

である。ここでは、秩序とは行為の計算可能性のことであり、間主観性とは我々意識あるいは共通の解釈装置のことを意味している(「イ」三九―四四頁、ウ「一九四―一九五頁、エ「二二頁。そして、秩序ないし社会全体についての説明が科学的であるためには、その説明が、個人とくに個人の自発的意思から説明されていなければならぬとも考えているからである(「オ」七二頁。従って、これまでの理論が、間主観性とのからみで秩序や権力を説明してきたかどうか、間主観性を説明する時の理論的前提は何であったか、その前提は主意主義的観点からいかに評価されるかを見てゆくの、本稿の内容であるということになる。

II プラトンの国家論

政治学が伝統的に対象としてきた領域の一つに国家とは何かという課題がある。この課題には無数の解答が寄せられてきているが、様々な変奏曲の原曲とも言えるものにプラトンの思想がある。彼の場合、社会秩序の成立を問題とするよりは、政治すなわち国家はいかにあるべきかを問わんとする。換言すれば、国家の最も根源的役割はなにかと問うているのである。ただし本節では、プラトンの哲学はおるか政治思想のすべてにさへ言及することは不可能であり、簡単に要点を示すことすらもできない。本稿の目的からすれば、そうした試みは不要であると自らを慰めたりえで「国家」「カ」に焦点を絞り、ただちに項目別検討に移ってゆくことにしたい。

A、秩序形成… プラトンの著作に秩序の語はあまり使われていないが、時にこの言葉が用いられる場合、それらは、規律ないし節度がある、あるいは調和がとれている」ということを意味しているようである〔カ||一六九、二二〇頁、ク||三五四、三六一、三六三頁〕。この秩序概念を論理的に展開し、プラトンが社会秩序の概念に言及したと仮定すれば、彼が社会秩序を集合的行為の整合性なりと規定したにちがいないと推測することは可能である。しかし、彼は社会秩序の成立そのものの過程や条件には関心を示していない。彼が論ずるのは望ましい秩序内容の哲学的解明とそれを実現するための方法だけである。これは、プラトンの思考のなかに恒常不変のものに価値を認め〔カ||一九〇、三六五頁〕、移ろいゆくものに対し一貫して軽視する態度のあることと〔カ||三三五―三三六、二四八、二六四―二六五、二七七頁〕、関連あると思われる。

B、間主観性の確保… 哲学が指示する望ましい秩序内容は異なるものの、なにがしかの秩序ある社会の存在はプラトンのとり当然のこととされていなければならないはずである。なぜなら彼は、都市国家における共同生活を所与として議論を進めているからである〔カ||三三二頁〕。謂わばプラトンは、哲学により真なる間主観性を求めようとしているのであり、間主観性そのものの成立を問うという発想は、彼の主たる関心のなかにはないと述べておくのが適切であろう。

C、主意主義的説明… 個人と国家を相似的に捉えるのがプ

ラトンの方法であるが〔カ||二二七頁〕、究極的には両者が哲学による統合を予定されているところに、彼の理論の特色がある〔カ||三七五―三七六頁〕。個人と国家に認められるこのような前提的結合から判断するかぎり、主意主義的考察などという発想は、プラトンの主たる関心のなかにはないと述べておくのが妥当であろう。

D、政治権力の創出… 社会・秩序・政治・国家・権力の存在は、プラトンが「国家」で行なう議論にとっては説明するまでもなく当然のこととされているが、国家の発生についてはごく簡単な説明が与えられている。孤立した個人では生活が自足できぬゆえ、生存に不可欠なものを獲得するためには社会的分業が要請されざるを得ず、かかる分業の必要こそが国家を生み出したというのである〔カ||二二八―二二九頁、キ||二三五頁〕。換言すれば、人間がそこで生活せざるを得ない共同体としての国家(ポリス)——秩序を有する社会を基盤に権力を行使する政治の場としての国家——を前提とし、しかも人間の欲望が生み出す戦争状態を与件として、その国家に関する理想像を獲得することが彼の目的となるのである〔カ||三三五、一七五―一七六、二五二頁、キ||二六頁〕。それゆえ、プラトンも秩序と政治と権力を総合的には捉えてはいたものの、これらが個人と社会にはたす機能を論理的に煮つめることから、その出現を説明するまでには至っていないと整理しておくことができよう。

E、正統性の論理的説明… プラトンは政治権力の正統性に

ついで直接言及することをしていないが、理想国家の目的である「正義」の内容が正統性の内容でもあると考えられよう。彼が言う正義の根本は、構成要素が分に応じて働くという点であり、国家における正義を簡潔に言えば、「各人が各自に定められた仕事を全うすること」〔カ||一五二頁〕となるのである。異なる仕事をする人間から国家が構成されてくるという分業論と、この正義の規定が関連を有することは当然であり、支配者は支配者としての仕事の遂行に全力を尽くし、余計なことをなすべきではないとされている。この正義概念を良くみれば、彼が言うところの正義に適う行為が、整合性を有し規律ある行為からなる社会秩序のもたらす集合的利益と密接な理論的関連を有しているであろうことは容易に推測できる。プラトン自身が次のようにも述べている。「めいめいが公共のために寄与することができる利益は、これをたがいに分与しあうようにさせるのが、国法なので」〔カ||二五一頁〕あると。しかし彼の考察は、個人と社会と秩序の理論的考察により正義の幾能を説明する方向にこれ以上は進まない。逆に正義を「魂そのものにとって最も善きもの」〔カ||三八六頁〕とみなし、哲学的立場から説明を加えてゆく点に、プラトン正義概念の特色と限界を見出すことができるのである。

F、理論の基本的前提… プラトンが「国家」で採用している基本的視角（1—4）と、基本的前提（5—9）は次のとおりである。

- (1)、議論の方法は思考実験であり、現実からの批判は受けつけない〔カ||一七五—一七六頁〕。
 - (2)、考察の内容は魂の全体的考察と国家の理想的範型である〔カ||三五三、三七八頁〕。
 - (3)、概念は中間物を含まぬ恒常不変の純粹型に構築されている〔カ||一八〇、一九〇—一九二頁〕。
 - (4)、個人と国家は相似的に理解され、両者の一致が理想とされている〔カ||三五〇、三五五頁、キ||四五頁〕。
 - (5)、人は欲望に従って行為しがちである〔カ||一三六、一六六頁〕。
 - (6)、魂は人間の生存原理であり、人間にとって最大の価値がある〔カ||一七一頁〕。
 - (7)、人々は社会を形成する〔カ||二八頁〕。
 - (8)、正義は不正義よりも好ましい〔カ||八六頁〕。
 - (9)、個人的正義は国家社会的正義と同一である〔カ||二二七頁〕。
- G、論理的課題… 社会秩序の形成に関心ある立場から彼の理論的前提と理論展開とを吟味すれば、人々が社会と秩序を成立させる過程の説明が欠落していることを強く指摘しておくなければならない。たとえば、プラトン国家論の核に位置する正義論は、正義の望ましいことを前提としつつ正義とは何かを論じているのである。かかる理論展開の手順には疑問が残るが、目を先に向けて結論はと眺めれば、既に見たごとく、応分なる

貢献”が正義の内容とされている。そして、正義を満たすことが国家の根源的役割であり、国家はそれにより個人に思慮ある部分を植えつけることができるようになり、それゆえ社会と個人は善なる生活を営みうるとされているのである(カ11一〇〇、三七五―三七六頁)。また、かかる社会を実現する手段としては微塵も誤ることがないとされる哲学者が導入され、哲人政治が提唱されて来るのである(カ11一八六、一九一、一九七、二二〇頁)。かかる論理の運びに言いうることは、まず第一には彼の設定した理論的前提が問い直されなければならず、次には社会関係に關する理論が補充されなければならない、という二点である。

ここの例で言うなら、正義はなぜに不正義より好ましいかが、哲学とは無縁の人間を基礎に据え、そのような個人の行動が作る社会関係の現実を克明に考察することから説明されてゆかねばならないのである。そしてかかる作業は当然に、秩序が成立しそれに伴い政治と権力が出現してくる過程を、普通の人々の行動から理論化することを続けて要求して来るはずである。

この点、プラトンが考えるごとく、哲学者による政治によってあるいは政治教育の重視によって社会秩序の維持ができるかどうか、すくなくともそれだけで可能となるかどうかは多いに疑問である。なぜなら、彼自身が哲人政治を現実には存在しない理想形態と認識しており、さらには、様々な報酬や脅しや制約によらなければ正義の内容が保持できないことを処々でうかがわせているからである(カ11五八―五九、一七五、二一九、三七

六、三八六―三八九頁、ク11三六三頁)。このように社会統制の必要を思わせる指摘のなされていること自体、秩序の維持に作用する強制力の社会的意義を確定し、ひいては政治ないし国家の社会的機能を秩序の生成過程に絡めて確定することが先決であり、正義論はその機能を基準に後から展開されるべきであったことを象徴しているのである。

III ホッブスと闘争状態

“万人の万人に対する闘争状態からいかにして秩序が形成されてくるか”という、政治学者トマス・ホッブスが解明しようとした問題は、“ホッブスの課題”なる名称を与えられ理論社会学の主たる研究対象ともなっている。パーソンズらがこの課題に対し積極的に取り組んだことは別に述べたとおりである(ア)。それでは、社会契約説によりこの問題に対処するホッブス自身の解答はどのようなものであろうか、「リヴァイアサン」〔サ〕に基づき個々に検討してゆきたい。

ホッブスによれば、万人は万物を所有あるいは管理する自由を自然の権利として生まれつき平等に所持している。また、この自然権は各人が生存に必要な全手段を取る自由をも認めている。それゆえ、人々がただ単に集合した状態では、人間を含めた物の所有をめぐり、あるいは各人の生き方をめぐり、際限のない紛争が必然的に生じてくることとなる。しかし、かかる闘争状態は予測不能なゆえに全く見通しが立たず、安全も保証さ

れず、極めて具合の悪いことに人々が気づくと、その状態に何らかの安定性を導入しようと人々は思うようになる。そして、この為にこそなされるのが、各人の権利を特定の人ないし人々に譲渡して、代りに規則性を得ようとする社会契約の工夫にはかならないとされ、この契約を導く基本原理としては自然法——第一原理…平和のために努力し、それでも平和が得られない時にはあらゆる方法で自己を守れ(自然法Ⅰと以下略称)、第二原理…他者の同意が得られるならば平和のために自然権を放棄せよ(自然法Ⅱと以下略称)——が想定されているのである〔サ11一五四—一六二頁〕。

A、秩序形成…このようにホッブスによれば、人々は無限にありながら皆無ともなりうる自由に代えて互いに自由の制限を認め、予測可能な規則的行動様式を確立してきたのである。しかも人々は、所有ないし管理の権利範囲を確定し相互に認め合うと同時に、これらの規則や権利範囲の遵守を強制し維持する仕組をも、相互の約束により誕生させてきたとされている。従って、ホッブスが秩序という用語を直接用いてはいないとしても、ここで展開されている行動の規則性とは社会秩序にほかならないと理解できるところから、人々の契約により社会秩序が作りだされてきたと考える点にホッブス理論の特色はあると言えよう〔サ11一九二—一九七、二〇二頁〕。それゆえホッブス理論は、主意主義的観点からの説明という点では多くの問題をかかえてはいるものの、秩序生成の条件を明示しその過程に一応

の説明を与えようとした試みとして銘記されてしかるべきである。

B、間主観性の確保…闘争状態の中から契約が成立すると主張するには、人々の間に何がしかの間主観性を想定しておかなければならない。ホッブスは、「人々に平和を志向させる情念には、死の恐怖、快適な生活に必要なものを求める意欲、働勞によってそれらを獲得しようとする希望がある。また人間は理性の示唆によって、たがいに同意できるようなつごうのよい平和のための諸条項を考えだす」〔サ11一五九頁〕と言う。この文章に明らかな如く、ホッブスは、人間に普遍的とされる感情を理論の基礎に置くと共に、人々が必ず自然法という特定の思考内容を共有しうる基盤として、理性を人々に設定する。言い換えれば、人々は理性に導かれて平和こそ善であると同意的に、自然法を知り、自然法に導かれて互酬性ないし相互承認の重大さを知るのである〔サ11一六〇、一八一、一八六頁〕。結局のところ、理性の共有(という間主観性)を想定することにより、人々は契約に先だつて契約のルールを知ることができ、合意に基づく契約が可能であるとされているのである〔サ11一六七、一九七、二〇〇頁〕。従ってホッブスにとり、間主観性の存在は説明すべき事柄であるよりは、理論を展開するための極めて重要な基本的前提になっているのである。

C、主意主義的説明…ホッブスは方法論的には個人主義の立場を採用していると判断することが一応は可能である。なぜ

ならば、彼は人間の行為がその抱く思想に由来することを説き〔サII二〇二頁〕、行為につながる欲求として理性に先行する意志を措呈しているのである〔サII九八頁〕。すなわち、彼が人間の持つ根源的意欲を基礎に行為の説明を行ない〔サII九八―九九頁〕、その行為をあるがままに認めたくて秩序の成立に至る道筋を解き明かそうとしている点から判断すれば、その理論は個人を中心に据えた理論構成であると言いうことができるのである〔サII二四頁〕。しかしながら、他方では秩序と権力の説明に理性なる概念が使われ、そこでは、(一)理性が導く教えとして個人的利益の擁護が主張されると共に、(二)個人的利益を確保するための契約という、自然法の指示する「社会的方策」までが事前に組み込まれているのであり、(三)その結果、個人の持つ理性と万人の持つ理性とが、あるいは個人の生命維持と集合体の存続とが論理的に短絡されてしまっているのである〔サII一六三、一七二―一七五、二八三、三四一頁〕。これをみると、当然のことながら、主意主義的行為理論とそれに基づく政治理論構築の構想はなかつたと判断するのが妥当である。

D、政治権力の創出… 国家と政治の出現は次のように説明されている。人々が、平和のための権利の相互放棄を要請する自然法IIを実現するため、各自の保有する自然権を理性に従って特定の人に譲渡する契約を結ぶことにより、国民全体の平和と防衛を守る国家がまず生み出されてくる。そして次に、国家の人格を担う主権者が、権利譲渡契約の目的たる平和と共同防

衛を確保する手段として、譲渡された権利に基づく絶対的な主権すなわち政治権力を獲得するというのである〔サII二六〇―二六三、一九一―一九五―一九七、二〇一、二三三、二七七頁〕。ここで注目すべきは、ホッブスにより、各個人が享受する秩序の効用という観点から権力の機能が明確に位置づけられたという事実である。この点、今日の権力論に対しても多くの示唆を含むと評価しておくことができよう。

E、正統性の論理的説明… 自然法を実現するために締結した社会契約が秩序と政治と権力をもたらしたとされる以上、主権者の権力行使が自然法に背くことはできないとされるものごとく普通の成行である。ホッブスによれば、人は生命を奪おうとする相手に対して抵抗する権利を放棄することはできないのであり〔サII二六頁〕、それゆえ、主権者が国民の保護能力を欠く場合は言うにおよばず、たとえ主権者の命令であろうと、それが国民の生命維持に反する場合には、抵抗する権利が人々に留保されているのである〔サII三三六、三三九頁〕。換言すれば、ホッブス理論において、「権力の基礎と正統性は、自己保存を求めらる人びとの自発的な同意」〔シII三五―三六頁〕のうちにこそ存立しているのである。

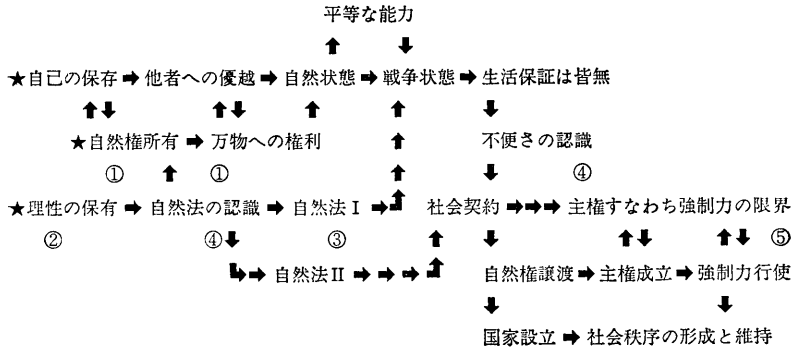
しかしながら、主権が自然法を越えた行動に出ることは主権の目的からして本来ありえないともされたことは〔サII二〇一頁〕、正統性に関するホッブスの考察をより複雑なものにしていく。彼は一方で、主権は権力の行使に際して人々が同意した

契約を守り、自然法の示唆する公平（各人に当然帰属すべきものを各人に平等に配分すること）すなわち配分的正義という要請も守るべきであると論じ、万が一これに違反する時は不正を働いたことになる」と判断する〔サⅡ一六一―一六三、一七二、一七七―一七八、一八二頁〕。ちなみにホッブスの定義によれば、正義とは自然法の命令の一つであり、「契約の履行および各人に各人のものを与えること」〔サⅡ二八〇頁〕とされているのである。

だが他方で彼は、主権の絶対性が自然法の枠内に止まるものであるとは言ってもそれは神に対してそうなのであり、国民と主権者とは一体であることから、主権とは国民の生命と財産の否定をも含む絶対的権力であることを主張する〔サⅡ二三三頁〕。要するに、ホッブス理論には二種類の正統性原理が存在しているのである。このうち前者は、自然法から説明される理由づけには問題が残るものの、あくまで個人の存続を基準に規定されているがゆえに戦争状態脱出の説明とも整合しており、秩序形成の視点からみてもそれなりの評価を与えることができると言えよう。だが後者については、主権の絶対性を強調するあまり、結論を先取りした前提を新たに登場させることになっており、正統性の基準が個人から社会に突然移行してしまったと言うことができるのである。

F、理論の基本的前提… ホッブスが「リヴァイアサン」において理論の中に組み込んだ概念規定と基本的な前提（1―11）、および論理展開の飛躍ないし欠落によりなれば前提とみなさざるを得ない理論の結論（12―14）は以下のとおりである。

- (1) 人間の能力は平等である〔サⅡ一五四頁〕。
- (2) 人間は自己を維持するために最善を尽くしている〔サⅡ一三三、一六四、二三三、二三二頁〕。
- (3) 人間は権力への欲求に代表される多様な情念を多様に持っている〔サⅡ一〇六、一一〇、一三三頁〕。
- (4) 人間は他者と競争し優越することを望んでいる〔サⅡ一九五頁〕。
- (5) 人間が個人的基準により欲求を充足させるのが自然状態である〔サⅡ一八五頁〕。
- (6) 自然状態において人間は自然権を有している〔サⅡ一五九―一六〇頁〕。
- (7) 自然権ゆえ人間は万物に対し自由に振舞うことができ〔サⅡ一六〇―一六一頁〕。
- (8) 人間には理性が備わっている〔サⅡ一五九頁〕。
- (9) 理性は自然法の存在を認識させ生命維持への怠業を禁ずる〔サⅡ一六〇頁〕。
- (10) 自然法に基づく同意すなわち契約は可能である〔サⅡ一五九、一六三頁〕。
- (11) 人間の情念は理性よりも普通には強力である〔サⅡ二一〇頁〕。
- (12) 情念を統制して契約を保証することは強制力によりはじめて可能となる〔サⅡ一六六―一六七、一九二頁〕。



(13) 契約当事者が契約目的を遵守しないことはありえない
 【サ＝二〇一頁】。

(14) 国家の持つ悪は国家なき状態の悪よりも好ましい【サ
 ＝二〇六―二〇七頁】。

G、論理的課題… 以上に含まれる人間の本性と社会の性格に関する前提から、これまで紹介してきたホッブス理論が演繹されてくるのであるが〔サ＝二四頁〕、その論理展開を検討するため簡単に図示してみることとする。社会秩序の形成という視点からこのホッブス理論を眺めると、幾つかの疑問点が浮かんでくる。図に付された番号と対応させ見えてゆきたい。

①管理権は権利の相互放棄に基づく契約から生じるとホッブス自身が述べているように〔サ＝一七二頁〕、権利とは他者が認めて始めて成立するものである。従って、自然権ないし万物への権利を理論の前提に置くことは、人々の間に生来の共通した相互理解を想定していることになる。しかし、この相互理解はどのようにして生じて来たのか、ホッブスには説明することができない。ここでは権利の話を止め、人々の単なる行動傾向と捉えておくべきである。このようにしても、戦争状態の出現から政治権力の成立を説明することに、論理的難点はなにもないはずである。

②理性の前提は必要であろうか。理性を一方で極めて個人的な判断基準（理性Ⅰと以下略称）と理解しておきながら〔サ＝一七四、一八五、二三一頁〕、他方で神から授けられた共通な

思惟（理性Ⅱと以下略称）として理論の前提に置くことは〔サⅡ一五九、一八六、二三二、二八三、三六〇頁〕、理論が目差す結論を先取りすることになってしまっている。

③それゆえ、その理性が導く自然法も二面性の奇異を示している。自然法が、自己の生命維持のためには戦争も辞すなかれ（自然法Ⅰ）と命令し、また逆に、他者の嫌うことはせずに和解に務め平和をもたらしそれに従え（自然法Ⅱ）と命令することは、相反する命題を含んでいることになる〔サⅡ一六〇―一六一、一八一頁〕。しかしホッブスは、自然法Ⅰから自然法Ⅱを自動的に引きだしてその移行を論理必然の結果であると捉え〔サⅡ一六〇頁、シⅡ二五―二六頁〕、また理性Ⅰから理性Ⅱへの移行を、それこそ“自然な結果”であると捉えているのである〔サⅡ一八五―一八六、二七九―二八〇頁〕。けれども、自然法にせよ理性にせよ、個人レベルのⅠから集合体レベルのⅡが機械的に派生してくるわけではない。むしろかかる理論展開は、たとえ理性と自然法が社会秩序をもたらすに必要な条件ではあるとしても、十分な条件ではないことを示していることになりはすまいか。なぜなら、彼の説明では移行をもたらす条件の説明が不十分すぎるからである。確かに、ホッブスはかかる条件の一つとして強制力の出現を挙げてくるわけであるが、理論の整合的展開のためにはこのほかの条件を設定し、あわせて理論の前提を整理することが不可欠の作業になると思われる。

る。

④以上の混乱は、戦争状態が社会であるか否かという点にも引き継がれている。ホッブスは時に戦争状態を社会と見、一九二頁〕。これは、彼の理論において、社会の基本属性である人々の共通理解がいつ獲得されたかの判断が曖昧にされていることを示している。すなわち、戦争状態が不便であるとの認識は、いついかにして共有されてくるのであるうか。社会秩序成立を説明する時に最も重要な点は、意識の共有過程を説明することである。ホッブスがこの点の解明にさえ成功していれば、理性や自然法の前提を二面的に置く必要はなかったと思われる。しかし彼はこの解明を試みていない。換言すれば、理性と自然法の存在を複合的に所与としたため、直ちに社会契約が可能とされ、秩序が成立するとされてしまったのである。

⑤ところで、契約当事者が契約目的に違反することはありえないという前提は、政治権力を誕生させる論理展開とは抵触する。本当に契約違反がないのであれば、なにも自然権を譲渡する必要はない。なぜなら、互いに自然権の自主制限を約束すれば十分であり、強制力に契約の遵守を頼る必然的理由はないからである。ホッブスは主権の絶対性と正統性を共に確立する根拠としてこの前提を要求したと考えられるが、この前提がなくても彼が意図する正義や公平に

ついで言及することは可能であり、これは理論の前提として不要であると思われる。また本来は不要なこの前提があるために、正統性の説明が極めて複雑になっていることはすでにみてきたとおりである。そして、この不用意な採用の原因を探ってみると、これも理性と自然法概念の曖昧さによって由来しているのである。

確かに、人々は自然法に逆らう契約はできず〔サII一六九頁〕、主権者も自然法に抗うことはできないとされている〔サII三三二、一三三六頁〕。従って、文字上おりの生命の維持を例にとると、生命を守るために契約して作られた主権であるならば、主権に個人の生命を奪うがごとき命令を下すことはできないはずである。しかし、主権は絶対であり個人に死刑を課しうるとも述べられている〔サII三三一、三三七、三三三頁〕。だが死刑命令は明らかに自然法に対する違反である。それなのにホッブスがかかる言い方をしてしまうのは、自然法IとII、理性IとIIの暗黙の結合ないし形式的一体化により、主権者と国民とを同一視する〔シII四三頁〕、あるいはコモンウェルス全体を個人に対して優位させる〔サII三四一頁〕、あるいはコモンウェルスの設立目的を個々の国民の保全よりも国民全体の平和と防衛にあるとみなす〔サII一九六、二〇一頁〕とこの見方が、いつのまにか忍びこんでいるからにはかならない。そして実は、この重大な視点変更の理由を説明せず、視点変更を一見無

理なく行なうためにこそ、契約違反の不可能性という前提が必要とされていたのである。しかしその結果は、権力を必要としない前提が権力を産みだすという論理矛盾を犯してしまっているのである。言うまでもなく、かかる視点変更は前提によるのではなく、個人から社会に至る過程の理論化に基づいてなされるのでなければ、秩序と権力の説明はいつまでも完成せず、結論先取の前提を反復することに終ってしまうのである。

さて要約的に評価すると、ホッブス理論を彼の言うごとく公理演繹体系と見た場合〔サII八四、八七一八八、三七三頁〕、その理論前提には矛盾や重複があるということになる。それゆえ前提の二重性を整理統合することがまず第一の課題である。これは、理論の前提に要求される一面的強調を残しつつも、理論前提の中核たる自然状態の概念を理性から遠ざけ、現実との接点を多くする方向でなされるべきであると言えよう。

IV ロックと自然状態

いかに政治があるべきかの主張として、あるいは社会秩序に関する研究として、今日まで多大の影響を及ぼしているのがジョン・ロックの社会契約説である。ロックの考察は現代民主主義思想の原点に位置するが、それだけに彼の考察には哲学的思惟、理念的判断、時代制約的観察などが多分に含まれている。この点に留意しながら、本節では社会にとって政治を不可欠と

考える彼の論理構成に注目してゆく。なぜなら、彼の論理展開から飾り物を除けば、それは社会秩序の生成について一応の解答を提出した理論と判定しうるからである。ここでは彼の「市民政府論」〔タ〕に基づいて検討するが、そこに記されたロック理論の概略を先にまとめておけば次のとおりである〔タ〕主に二二三、七、九、一一、二三章〕。

人間とはもともと自由にして平等な存在であり、自己の保存のために、他者を傷つけない範囲で自由に振舞うことができる。自然の権利を有している。それゆえ、人々が理性と自然の法則に従って行動するかぎり、他者の自由を侵害しない範囲で最大の充足を求めるといふ、社会秩序の保たれた平和な自然状態に止まって人々は生活ができるのである。ところが、大半の人達は他者の権利に目を向けることなく、他者の自由を侵してまでも自己の欲求の充足を主張することが多く、ここから必然的に権利の衝突という事態が出現してきたのである。そうして、人々が平等であり上に立つ者がいないという状況のゆえに、権利の衝突は際限のない争いを引き起こして社会秩序を混乱させ、自然状態を自由の保証が全く期待できない戦争状態に移行させてしまうのである。やがて、人々がかかる事態の具合の悪いことに気づくと、混乱状態から逃れることを人々は考えるようになり、そのための方法として契約を結ぶようになるのである。すなわち人々は、自らの上に立って争いを審判し終結させる仕事としての政治という制度を、自然権の同意に基づく譲渡によ

って導入してきたのである。従って、政治が行使する権力も、秩序を維持することにより全体としての自由を最大限保証することに内容を限定されている。もし政治権力がこの制限を逸脱することになれば、人々は権力者に対し契約違反を理由に抵抗してもさしつかえないとされているのである。

A、秩序形成… 他者に対する侵害や破壊や一方的利用が自然法に従って相互に抑制されることにより、平和な状態が存在しているという意味において、秩序はもともと社会に先在していたと考えられている点に、社会秩序に関するロック理論の特色がある〔タ〕二二三頁〕。従って彼の社会契約説は、かかる秩序への侵害がもたらす混乱状態より離脱し平和状態に復帰するための処方箋にすぎないのである。それゆえ、ロック理論には社会と秩序の成立そのものについて条件や過程を問う視角は全く存在しないと考えてよい。なぜなら彼にとり、戦争状態といえども秩序が完全に破壊され尽くされた状態とは考えられないのであるから〔タ〕九一、一一九―一二〇頁〕。

B、間主観性の確保… ロックの社会契約説も間主観性の存在を前提に置かない限り、論理を一貫させることはできない。なぜなら、戦争状態の中でも契約が締結しうるということは〔タ〕二七、二七頁〕、人々の間に共通の認識が最小限でも存在してない限り不可能だからである。彼の表現によれば、人が社会を作らなければならないように、神は人に理解力と言語力とをそなえさせたというのである〔タ〕八一頁〕。従って、このよ

うに神をもちだして説明を終え、共通価値が社会のなかに育まれる過程と条件の説明を彼が与えていない以上、(素材として見ればロックの説明は社会秩序と間主観性の関係の考察にとって奥の深い議論であると思えるが)彼の理論には——安定的自然状態から逸脱してゆく場面においては議論の余地が残るものの、少なくとも闘争状態を終結させるために社会契約を行なう場面においては——間主観性が予め存在していると判断せざるを得ないのである。

C、主意主義的説明… ロックに主意主義的な秩序理論ないし行為理論の有無を問うのは無理である。しかしながら、彼が個人の持つ所有権の保全を理論の出発点に据え、かつ目標でもあったこと(「タ」九、九七、一七三頁)、あるいは支配には同意が必要であるという意味で、関係的権力概念の起源が彼にまで遡れることを思うと(「タ」一四二頁、チ「一二六頁」、ロックが方法的には個人主義的立場を採用しようとしていたと考えることは可能である。けれども、ロックの論理展開において個人主義的立場が十分に生かされていると言うことはできない。かかる判断を筆者が下す根拠については、他の論文とも関連させながら本節の最後で再度論考を加える予定である。

D、政治権力の創出… ロックの政治概念は市民社会を前提にしているが、政治とは所有権の規制と維持のために法を作り執行し、かつ外敵から防衛するために共同体の力を使用して公共の福祉をもたらすことであり、政治権力とはこれらのことが

らをなすうる権利であるとされている(「タ」九頁)。そして、かかる政治と権力は自然状態の不都合に対する救済策として契約により生み出されてきたと言うのである(「タ」一九一〇頁)。その過程の説明はすでにみたごとく単純明瞭である。すなわち、所有の維持という明確な目的のために人々が契約し、意図的に作り上げた制度が政治なのである。そして人々は、各自が自然権として持つ権力、特に処罰権を一部の人あるいは共同体に譲渡集中させ、政治が所有の維持に用いる手段として政治権力を作り出したというのである(「タ」八八—九〇頁)。かかる論理展開には後述するような多くの問題が残されているのであるが、権力の出現理由が秩序維持に果たす役割から規定されている点だけは高く評価しておかなければならないと思われる。

E、正統性の論理的説明… もともと所有権維持のために合成立された政治権力は、公共福祉の確保と人類全体の保全のためのみ行使が許されるのであり、この目的に従うかぎり政治権力は正統性を満たすことができるものとされている(「タ」一三七—一三八頁)。しかしながら、この目的にかなうように自然法が教えている正統性の内容は理性により個別的にのみ知ることができかねるに、具体的には定められた法に従うことが正統性を満たすことになる」と論理展開され、法を守らぬ不正な権力には抵抗し力に頼ることも許されることになるのである(「タ」五九—九一、九八—九九、一五七、二〇四、二二〇、一三三頁)。そして、ロックの考えによれば、自由になされた同意のみが法を作り執

行する権力を認めるのであり、法の拘束力を認めるのであるから、同意による信託を政治権力が裏切った場合には人々が政治権力を抑制できるのであり、さらに、信託に違反したかどうかを決定するのは人々にすべてまかされているのである〔タⅡ一三五、一五二、一五七、一七一―一七三、一九四、二四一―二四二頁〕。さてこのように、個人の存続と社会の秩序維持という観点から正統性が規定されてくる論理構成は、個人主義的視角からの説明として十分に受け入れることが可能である。けれども、個人の所有権、特にその生命の維持のために作りだされた権力が、共同体の維持のためには個人の抹殺をも命令しうるとされる点には注意しておく必要がある〔タⅡ一四四頁〕。この点についても本節の最後で再度論考を加えることになろう。

F、理論の基本的前提… ロックが理論の中に明示した前提(1―8)、理論に含まれる暗黙の前提(9―10)、理論展開を先導したところの予定された結論(11)は次のとおりである。

- (1) 人間は自己保存と欲求充足の最大化に最善を尽くしている〔タⅡ一二一、一六、三六、一一三〇頁〕。
- (2) 自然状態には自然法があらかじめ存在している〔タⅡ一〇、二三頁〕。
- (3) 自然状態において人間は一切平等にして独立である〔タⅡ一〇、一三、一〇〇頁〕。
- (4) 自然状態において人間は自然法に基づく権力を有している〔タⅡ一三一―一四、八八―九〇頁〕。

(5) 人間は自分の身体に対する自由権ないし所有権を持っている〔タⅡ八八、一九二頁〕。

(6) 自然状態において或る人間は理性的行動を取る〔タⅡ二、一八一―一九頁〕。

(7) 自然状態において或る人間は理性に従わない行動を取る〔タⅡ一四―一五、一七、一二八頁〕。

(8) 人間は社会を形成するものである〔タⅡ八一、一二七、一二九頁〕。

(9) 人間には理性が付与されている〔タⅡ三三頁〕。

(10) 社会には契約を締結するだけの相互理解と能力が備わっている〔タⅡ二〇―二二、八二頁〕。

(11) 政治権力の樹立により個人的利益を追求することは社会的利益の追求に繋がっている〔タⅡ一七三―一七四頁〕。

G、論理的課題… 以上の前提から、本節の冒頭に示した理論が展開されてくるのであるが、問題点を抽出するためにその理論展開を図示すれば次のようになる。ロックが試みたこの理論展開に対しては幾つかの疑問を呈することができる。図に付された番号に従って検討してゆきたい。

① 自然状態の概念は両義的であり、理性的行動と非理性的行動を共に内蔵している〔タⅡ二二、一七一―一九頁〕。自然状態を理性的行動のみに限れば、所有権の侵害という秩序の混乱は起りえず、秩序保全の理論を展開する必要もない。逆に、非理性的行動を認めるのであれば、自然状態と戦争状

いし期待を想定して置かざるを得ないことになる。契約にこだわるなら、社会契約が自然状態の出現と共になされているからこそ自然権は成立していると言えるのである。それゆえ、自然権を与件とし、自然状態の破綻としての戦争状態から社会契約が生みだされるとするロックの理論展開には、矛盾が含まれると判断せざるを得ないのである。

③ ロックの理論で、自然状態と自然権に付随する矛盾を一気に解決する役割を担っているのが先験的間主観性としての相互理解能力という前提である。それも、社会的秩序の必要を認識させる相互理解能力が、神より与えられて社会に具備されているのであり、(議論の余地が残りはするものの)自然状態と戦争状態とを問わず存在するとされているのである。そしてかように相互理解しうるゆえに、人々は自然権を知ることができ、自然状態を保持し、戦争状態に陥った場合にはそこからの離脱を考えうるとされるのである。だが、相互理解の能力は自然権の承認や社会契約の締結に確かに必要な条件ではあるが、十分なる条件ではない。相互理解能力がなぜに特定の秩序内容を受容する共通の意識に到達するかがさらに問われなければならないはずである。かかる能力さえも神から授けられたと考えるのは論理的説明の放棄でしかなく、そのうえ、この能力が自然法という特定の思惟と結合しているのであれば、説明すべき内容を理論の前提に位置させる誤りをロックは犯していると言え

よう。

④ それゆえ、上記の矛盾は自然法の説明において最も良くあらわれて来ることになる。ロックにあって自然法の概念は、人々の相互理解が一定の内容に導かれる到達目標の役割をはたしている。だが仮に、人間の手を越えて自然に存在する法が考えられるとしても、人々はその内容をいかにして知り得るのであろうか。多数の人がどのようにして、同じように知り得るのであろうか。ロックはここに「理性」を登場させ、理性の働きにより自然法の同一理解に到達しうると言う。しかしながら、ロックの規定する理性とは自然法の言い換えにはかならない以上(「タリ」二、三六―三七頁)、「理性」による説明は、結局のところ展開できぬ論理を強引に飛び越してみせた説明にすぎないのである。ロックに沿い、よし理性の存在と働きを認めるとしても、既に見たごとく、理性には人を理性に従わせる力はない(「タリ」七頁)。換言すれば、理性には自然法の内容を知り得る能力はあるものの、自然法を守らせる能力はないとされているのである。そうであるならば、相互理解能力・自然法・理性からのみ構成される間主観性だけで社会契約の締結による秩序の成立まで説明するのは無理であり、他の要因ないしメカニズムによる説明を導入せざるを得ないのである。二重の論理的飛躍が存在しているのである。なぜなら彼は、

安定した自然状態からの逸脱も、闘争状態を終結させる社会契約も、共に同一の所与的相互理解能力より生れてくると考えているのであり、その他の条件については何も明確にしてはいないからである。

⑤このように理論の断点を残したまま、理性に基づき自然法を遵守すれば個人的利益が社会的利益に連なると考えてゆくのは、証明すべき理論の結論を自然法の内容に含めて置き、それを取りだして見せているにすぎないことになる。換言すれば、この結論は他の理論的前提から論理的に導出することはできないのに、理論が説明しなければならぬ事態を現実的観点から好ましく思うあまり、ロックの願望が理論のなかに忍びこんでしまったのである。この論理破綻は国家と個体の関係ないし抵抗権についての説明にも端的に現われている。

すなわち彼は、一方で自然法がすべての成員の保護を目的のとすると言ひ、他方で可能な限りすべての成員の保護が目的であると言ふ。あるいは、最高権にも個人の生命を奪うことはできないと強調するかたわらで、共同体の維持のために行動している国家はその目的のために個人の生命を奪い得ると述べている〔タ＝二三、一三五、一三七、一四一、一四四、一五一、一六三—一六四頁〕。この時、生命を奪われる個人が必ず自然法に反する行為——かかる行為をなすことがありうるということ自体、理性と自然法の限界を明示

しているわけだが——をしたゆえにそうされるのであればまだ問題は少ない。自然法に逆らい自ずからの生命を奪わんとする相手に刃向かうのは、主体が個人であれ政治であれ正当な権利の行使であると言えるからである〔タ＝二二一、二五、一八四—一八五、二〇九、二二一頁〕。しかしロックがこの制限を付しているとは思えない〔タ＝一四四頁〕。そうであるならば、自然法に違反した政治権力に対抗する権利であるとされる抵抗権の強調もかなり色あせたものとなる。理念としての自然法と自然状態の設定は抵抗権の論理的導出には大変有効な前提ではあったが、その内容には共同体全体を個人より優先させる論理が同時に何の説明もなく含まれていたのである。このようにみると、社会的利益の達成のなかで個人的利益を擁護することができず、理念的自然状態より劣る政治であることが生みだすとされる抵抗権も〔タ＝一九二〇、一三七、一四〇、二〇一、二二〇、二二九頁〕、単なるイデオロギイの主張にすぎなくなり、その論理的根拠を失うことになりかねない。ロック理論に付け加えられるべき考察は、こうした思弁を含むがゆえに同義反復になってしまう説明の水準から脱けだし、その主張を論理整合的に展開してゆくことである。

以上をまとめると、ロックの理論はどちらかといえば社会秩序の維持に傾いた理論であり、社会秩序形成の大本については考察を省いた理論であると言えよう。人々はなぜ秩序を請ひ、

いかなる考えに導かれて秩序を形成してきたと考えられるかを補足する必要があることになる。換言すれば、個人はいかなる時に理性的行為をなし、いかなる時に非理性的行為をなすかについて、その条件を厳密に確定しておく必要がある。そして、この条件を解明してゆくなかで、権力の秩序維持機能をロックの言うように捉えてゆけば、思弁を離れた地点で権力の社会的機能を明らかにすることができ、正統性についても明確な基準を樹立することが可能であるように思われる。

V ローレンズの正義論

今日、社会契約説を基礎に「正義」について論じる研究者にジョン・ローレンズがいる〔ナ1三頁〕。すでに見たとおり、社会契約説は秩序形成の問題と密接な関連を有しているの、なんらかの新たな示唆を期待して彼の正義論を検討してみたい。ローレンズが目差すのは社会契約説をより抽象化し、最も根源的な理論を得ることである。彼によれば、協働する人々の間で前もって制定しておくなければならないのが正義の概念なのである〔ナ1九頁〕。そして、これまで考えられてきた様々な正義論のエッセンスとしてローレンズが提示する正義の概念は、以下のごとく二つの原理にまとめられている〔ナ1一、四七、六四、一九四、一三三頁〕。

第一原理…各人は、すべての人に同じく用意されている自由の体系と両立するかぎり、基本的自由の全体

系を等しく最大化しうる平等な権利を有するべきである。

第二原理…社会的、経済的不平等は、これら不平等が次の二つの場合にかぎられるように設定されるべきである。

(a)正しい貯蓄原理とは矛盾せずに、不平等が最も不利な立場にある人々の利益を最大化するよう

に。
(b)公正な機会の均等という条件の下で、不平等がすべての人に開かれている職務や地位に付随しているように。

かかる原理を提唱するローレンズの著作は数が多く、しかも極めて大部であるため、その理論全体を検討することはできない。それゆえここでは、これら原理が結論として導かれる論理の原型——「正義論」〔ナ〕の第一、二、三章——に主たる焦点を当て、筆者の関心に照らしながら個々に検討を加えてみたい。

A、秩序形成…ローレンズは、「社会が構成員の善を増進するよう企図されているだけでなく、正義の公共的概念によって有効に規制されている時、その社会は秩序ある社会であるということにしよう」〔ナ1四頁〕と言う。言い換えれば、社会構成員が、「自分達の要求が裁決されるであろうある共通の観点を認めている」〔ナ1四頁〕場合に、秩序ある社会と規定されるのである。しかも、彼の議論の「大部分が、秩序ある社会を規制す

る正義の諸原理を検討することにあてられている」〔ナ七頁〕のである。以上の言明から分るように、彼の主たる関心は、人々によって正義の概念が自発的に形成され共有されてきた過程の解明にあるのではなく、現に社会を秩序づけてきた多くの正義概念の一般化の作業に存するのである。従って、既に正義という共通価値に規定され互酬的協働の仕組が成立している、秩序ある社会がロールズ理論の出発点なのであり〔ナ二四頁〕、そのような秩序そのものの形成につき、その条件や過程を問うという視角は間接的にしか用意されていないと言えよう。

B、間主観性の確保… ロールズは間主観性の出現を理論の出発点に置いている。いま見たごとく、彼の理論は慣習的行為(Practice)⁽⁶⁾が共有され制度が確立された社会を前提にしており〔ニ三三、三七—三八頁〕、ここではすべての人々が合理的存在であり、類似の必要性と利益を有し、人間社会に関する一般的事実を知っているとされている〔ナ二〇、九九、一〇六、一一〇頁〕。すなわち、「人々は……一組の原理の必要性を理解し、それを承認する心構えができている」〔ナ四一—四五頁〕のである。また、正義概念に関する程度の合意は、人間共同体が存続してゆくための先要条件であるともしている〔ナ五五頁〕。ロールズの文意からすれば、かかる合意をもちに足る相互理解力は人間にあらじめ付与されているのであり〔ナ一一三、一一五、一四頁〕、人々が共通の認識と評価にたどりつく過程や条件は、解明を要する直接的課題ではなく間接的課題とされているので

ある。

C、主意主義的説明… ロールズは正義を社会制度の徳目とし〔ナ一五頁〕、正義の第一主題は、「主要な社会制度が、基礎的な権利と義務を分配し、社会的協働から得られる利益を分与するところの仕組を決定する方法」〔ネ一七頁、ナ一六頁〕に係わるとする。彼はこのように正義を社会自体の属性と捉えているが、この意味での正義を人間に関する前提から説明しようとしている点で、彼が方法的には個人主義の立場を採用していると考えてよいであろう〔ヌ三二—三七頁〕。すなわち、彼によれば、「個々人は皆、正義に適った行動をとり、正義に適用諸制度の擁護に各自の自分を尽すと前提されている」〔ナ一七頁〕のである。この前提から正義原理を立論する限りで、あるいは社会全体の福祉でさえ個人が正義より得る不可侵性を犯すことはできないと明言し〔ナ二三頁〕、個人的効率原理を社会全体へと単純に拡大する功利主義を強烈に批判する立場において〔ナ二二頁〕、彼の理論は明らかに個人主義の立場に立っていると言える。しかし、それでも彼が主意主義的立場にあると言うことはできない。なぜなら、主意主義的説明であるためには、人々がなぞどのようにして正義に適用行動を共有してゆくかも、個人の正義志向を社会的前提とせずに明らかにしなければならぬからである。

D、政治権力の創出… ロールズにとり、「社会とは、相互の関係の中で、一定の行動ルールを拘束力のあるものとして認

め、しかも、大体はそれらのルールに従って行動する人々の、多かれ少なかれ自己充足的な連合体である」(ナ11四頁)とされている。また社会的協働に対する「違反行為が発生したら、それ以上の違反をくい止め、その取り決めに元に戻そうとする、安定化させる力が存在しなければならない」(ナ11五頁)ともされている。なぜなら、公正の正義基準を受けいれることは、他者と同様に自分もルールを守るといふ義務と拘束を生みだすことになるからであると言ふ(ニ11四頁)。すなわち、「秩序ある社会においてさえも、政府の強制力は社会的協働の安定のためにある程度必要であると仮定」(ナ11一八六頁)されているのである。こうした説明からみる限り、強制力ないし権力が社会秩序の維持に不可欠な手段であるとの確に捉えられてはいるものの、強制力がどのような条件のもといかなる過程を経て創り出されてきたかについては特に問題とはされておらず、社会の出現と同時に強制力も出現したと考えられているものと思われる。

E、正統性の論理的説明… 権力の正統性にかかわる説明は直接には与えられていないが、「正義論」全体が権力の正統性について論じていると考えることができよう。この点は、境界を越えた不正義を持つ制度、特に「専制的で専横的な政府の形態」(ナ11八五頁)や法に対しては人々を従わせることができないうという記述(ナ11二七二頁)からみても、あるいは、強制機関の樹立が合理的であるのは、強制力を維持する費用や強制力をもたらす市民の自由への危険が、社会の不安定性から生まれる自由の喪失より少ない場合に限られるという記述(ナ11一八六一一八七頁)からみても明らかである。従って、ロールズの正義概念を正統性の規定でもあるとみなした場合には、個人に与るべきの効用を基準に正義概念が規定されてくる論理構図に目に向くことになる。この議論を推し進めれば、秩序が個人に対し果たす機能と関連づけて正統性の概念を展開させることも無理ではない。しかしそのためには、個人に関する前提が詳しく提示され、明確にされていなければならない。もしそうでなければ、ロールズの問題構成は理念型的理論の性格すら持つことができず、単なる思惟に終わってしまうことになるであろう。

F、理論の基本的前提… それだけに、ロールズ理論の前提には特に注目しておくなければならないことになる。ロールズの議論全体は正義概念を生み出す前提ないし条件の考察であるとされているけれども「ナ11九頁」、彼が用いている独得の説明方法ゆえに、それら前提や条件が詳しく明示されているとは言えないのである。筆者の関心にとり重要だと思われるところの、理論に見え隠れする暗黙の前提を取りだせば次のとおりである。

- (1) 人間には正義に根差す不可侵性がある(ナ11三頁)。
- (2) 人間には合意を受けいれる能力がある(ナ11五頁)。
- (3) 人間には正義を擁護する傾向がある(ナ11七頁)。
- (4) 社会には協働のためのルールと拘束力が備わっている(ナ11四頁)。
- (5) 社会的協働には利害の一致と対立が生じうる(ナ11四頁)。

- (6) 集団は一度だけ正義概念を決定する〔ナ九頁〕。
 - (7) 正義原理が合意される場として原初状態を設定する〔ナ九頁〕。
 - (8) 原初状態において人間は平等である〔ナ九頁〕。
 - (9) 原初状態には各個人が置かれた、社会的立場・各個人の将来の見込み・各個人の心理内容を認識不能とする無知のヴェールがある〔ナ九頁〕。
 - (10) 原初状態にある人間はより多い社会善を選好する〔ナ九、一〇頁〕。
 - (11) 原初状態にある人間は合理的である〔ナ一一〇頁〕。
 - (12) 原初状態にある人間は正義観を持つ〔ナ一一〇頁〕。
 - (13) 原初状態にある人間は相互に無関心である〔ナ一一〇、一一一頁〕。
 - (14) 原初状態にある人間は互酬性を確信している〔ナ一一一、三七九頁〕。
 - (15) 原初状態にある人間は社会的資源に対立する要求を持つ〔ナ九九頁〕。
 - (16) 原初状態にある社会的資源は穏やかな希少性を持つ〔ナ一一〇頁〕。
 - (17) 正義原理は社会的協働を安定させる機能を果たす〔ナ一一〇頁〕。
- G、論理的課題… ロールズはいま示したような前提から構成される原初状態を手がかりに、普遍性の程度が最も高いと目

される正義概念の二原理を引きだしてきたのであり、そこでの根本的論理は、現在と将来にわたり自分自身に関する情報を遮断されたすべての人間は、自己に関する最低保証をまず求めるものであるという考え方にある〔ナ九一〇、一一八一―二九頁、二四〇頁〕。また、「二原理を社会正義の問題に関するマクミン解と考えてみる」〔ナ一一七頁〕こともできるという考え方も与えられている。このような説明から読みとれるのは、原初状態の概念が秩序生成過程の一般理論を得るための工夫ではなく、正義という既存秩序の内容究明に役だつ原理を得るための理論的装置にはかならないということである。それゆえ、秩序一般が形成される過程の理論的説明を省略し、正義に根ざす行動（社会的ルール）が成立している原初状態からルールが分析を始めたことは、秩序成立の理論化にこだわり諸理論を追跡してきた筆者からすれば物足りなく、検討すべき論点もあまり見えてこないののであるが、正義概念の導出に焦点を絞って社会契約説と比べてみるならば、ロールズ理論は契約説を個人主義的立場の貫徹に向けて十分に精緻化させたと判定することができよう。しかし、それだけにこの議論に対する疑問としては、（現在の筆者の能力を越えているので）二原理が引きだされる論理過程を問わないとすれば、理論の震源地である原初状態概念の理論的性格に集中されてくることになる。なぜなら、正義の二原理を導くことができるように原初状態の概念が構成されると言われるからである〔ナ一一五―二六、九五、一〇九頁〕。

ロールズは自らの方法を内省的均衡と名づけている。それによると、正義原理を生み出す初期状況ないし原初状態の条件と、直観的に得られる正義観とをすりあわせることにより、人々の慎重な判断と一致する、すなわち均衡する原理を導く合理的条件を確定することができる。そして、この均衡は前提や条件の自明性ゆえに正当化されるのではなく、均衡作業全体が多くの人の正義概念を明確にしてゆくがゆえに正当化されるのであるとする〔ナ115一六、三八頁〕。このように、ロールズがまず自らの直観的確信を満たすための要件は何かと問うているのであれば、その理論がいかに仮説的であり、思考実験による理想的理論であり、推測的説明の方法であるとしても〔ナ112二頁、ヌ113二九頁、ニ114一、四四頁〕、それが純然たる哲学でない限り、原初状態が日常的事実とどれだけ類似しているかを、あるいは正義二原理が多の人々の正義感覚とどれだけ共通しているかを、具体的に明らかにしなければならぬはずである。この点につき印象だけで判断することが許されるならば、次のように述べることができよう。言われるごとく原初状態とは極めて仮説的な状態でしかなく〔ニ113七―四三頁〕、ロールズが認める正義感覚は一つの思惟を越えるものではないのに〔ニ113三―三三、五―一五四頁〕、原初状態と正義感覚が実は同一のより根底的な価値（最大限に平等な自由）に基礎づけられながら〔ニ113三―三四頁〕、互いに両者は相手を引きだす理論的前提とされているのである〔ニ114六―四八頁、ナ115一―一六頁〕。

この意味においてロールズ理論は循環論法の色彩を強く保持しているように思われる。ただ本節では、この論理の循環に意味を与えようとするの、具体的制度に関するロールズの経験的説明を検討しないがゆえに、確定的判断を下すことは差し控えておかなければならない。

VI 合理的選択の理論

経済学がその方法的基盤である合理的選択理論を武器に、これまで社会学や政治学の分野とされてきた領域に研究を拡げてきたのはごく最近のことであるが、この理論には教えられることが数多い。ただ管見するところ、合理的選択理論の現状は社会現象や政治行動を全体的に説明する包括的理論枠組を提供しようというのではなく、社会学や政治学が抱える幾つかの問題に対する個別的説明を目差しているように思われる。かかる感触に基づき、本章では社会秩序形成の理論構築に役立つと思われる代表的考察を要約し、主眼主義的社会理論構築への寄与を検討した後で、項目別まとめを簡単に行なうこととしてみた。なお、以下の記述は、三宅一郎編著、「合理的選択の政治学」〔マ〕に全面的に基づいている。

1. 公共財という概念…「公共財とは非排除性と非競争性をもった財やサービス（のことであり）消費者はその対価を払わないからといって便益から排除されることはないので市場メカニズムによる供給は効果的ではない」〔マ11六三頁〕という。社

会が成立してゆくとき、公共財は必ず出現するのであろうか。

もしそうだとしたら、人間社会に加えられた公共財を必然とさせる条件は何であるかを特定し、公共財を確保する条件を特定することに社会秩序の形成を考える立場からは関心があり、この点こそが重要な課題とされなければならないであらう。

2. パレート最適なる概念…パレート最適とは、資源配分がもはや他の個人の効用を犠牲にすることなしには、ある個人の効用をさらに高めることができない状態をいう〔マニ六三頁〕とされている。さて、政治学や社会学は安定という概念を多用する。また社会学的機能主義理論においては均衡という概念が理論の核に位置している。しかし、これら概念の意味はかなり曖昧なままに放置されてきているのが実情である。これらの意味を確定する一つの方向としてパレート最適を参考にすることはできないであらうか。もちろん、パレート最適の中でもどの値を選択するかという課題——社会厚生関数の確定——は残されたままであるから、ここに価値体系が顔をのぞかせてくることになり、問題の一举解決ということにはならないであらうが。

3. アローの逆説…ケネス・アローは、個人的選好が社会的選好に結びつかないことを指摘した。まず彼は、社会的意思決定が整合的であるための公理 (a, b) と、民主主義的であるための条件 (c—g) とを次のように設定する。(a) 選択肢はすべて比較可能でなければならないこと、(b) 選択肢はすべて移

行的でなければならないこと、(c) 選択肢すべての組み合わせを対象に判断がなされること、(d) 社会的評価と個人的評価は正の関連を有すること、(e) 無関係な選択対象からは独立して選択がなされること、(f) 人々の選好と無関係に社会的選好はなされ得ないこと、(g) 社会的選好が独裁的に決定され得ないこと、である〔マニ七二、一〇〇—一〇五頁〕。そして、彼がここから引きだした一般可能性定理は、「効用の個人間比較の可能性を排除した場合、個人的嗜好から社会的選好に移行する方法で、広範囲の個人的順序の組に対して定義され、しかも満足しうるものは賦課的であるか独裁的である他はない」〔マニ九九頁〕ということを意味しているのである。しかし、現実の社会においては社会的選好がなされているわけであるから、上の条件が事実としては緩和されていることになる。それゆえ、アローの帰結と条件は、アローの指摘するように裏返して読むことが重要となるのである。すなわち、選択肢の組み合わせを制約する共通価値の存在と特定の選択肢の採用を強制する勢力の存在とが、社会的合意の成立には必要だと、アローの分析より逆に読みとれるのではなからうか。

4. ダウンズの投票行動分析…経済学者であるハロルド・ホテリングの企業空間立地分析を投票行動に応用したのがアンソニー・ダウンズの研究である。その要点は、投票者分布に対応して政党が政策を立案し変更してゆくという主張にある〔マニ二二—二三頁〕。主意主義的観点よりすれば、この分析は

秩序の形成理論というよりは、秩序内容の確認理論であると言える。すなわち、ある社会のなかで秩序の中身がいかに定まるかが説明されたのであって、社会のなかに秩序が生れてくる過程が説明されているのではない。この意味でダウンス・モデルからの情報は少ないと言えるが、次の二点は示唆に富んでいる。(1)ダウンスは投票行動を期待効用の観点から分析するが〔マ＝二一六―二一八頁〕、同様の分析が社会契約説的発想を採る場合に社会契約の締結行動に対しても使用できないであろうか。(2)ダウンスは投票行動の効用のなかに民主主義の存続を求める「長期的参加価値」〔マ＝二三三頁〕を含めるが、社会秩序の形成の際にも、秩序の存続に対する期待効用があると仮定することは建設的であるにちがいない。

5、フリー・ライダー問題…フリー・ライダーとは、「費用を負担しないで便益を享受する人、つまり『ただのり』のことである」〔マ＝一四〇頁〕。そしてフリー・ライダー問題とは、「集団目的と個人合理性の衝突の問題にはかならない」〔マ＝一四一頁〕とされている。すなわち、「だれでも同時にその便益を享受でき、特定の人をその便益の享受から排除できない」〔マ＝一四〇頁〕集合財をただで利用することは、個人にとっては合理的であつても、すべての個人のそうした行動は集合財を消費させてしまうことになるのである〔マ＝一四一頁〕。マンカー・オルソンによれば、フリー・ライダーは大集団におけるほど発生しやすく〔マ＝一四三頁〕、彼はそれへの対処法として、(1)集

合財の私的供給、(2)副産物の供給、(3)政治的企業者の役割、を挙げている。そこで最も強調されているのが政治的企業者の役割であり、要するに集団の指導者が人々に集合財供給への自発的参加を促す場面である〔マ＝一四六―一四八頁〕。この論理では、個人的合理性を優先させる人々が指導者の誕生そのものに参加するかどうか、指導者の存在を認めるかどうか、その条件は何かという点が論議のポイントになるが、フリー・ライダーの出現を阻止するために指導者が使用する手段として強制力を想定していることは、主意主義の立場から権力の成立を考える時にも重要な示唆を与えていると思われる。

A、秩序形成…合理的選択理論より秩序の規定を見出すのは困難であるが、社会的安定を秩序と読み換えてできるとすれば、合理的選択理論が社会的安定については容易に説明できるとされていることから〔マ＝二頁〕、この説明を秩序に對しあてはめてみることは可能である。しかしながら、合理的選択理論における説明には個人の合理的行動を制約する社会的価値や社会的行動の存在が予定されているのであり〔マ＝六四、一〇八頁〕、これを個人行動から出発して秩序の成立に関する条件や過程を説明する理論と見た場合には、不十分な説明であると言わざるを得ないであろう。

B、間主観性の確保…合理的選択理論は文字どおり個人行動に関する合理性の仮定という形で、そしていま述べた所の社会的価値の共有という形で〔マ＝七一―〇頁〕、個人の間になに

がしかの間主観性を想定していることになる。そこでは、人々の間に見られる意識や行動の類似性は合理的選択理論が理論として持つ基本的前提であるとされ、説明を加えられるべき事項であるとはみなされていないのである。

C、主意主義的説明… 個人の選択行動の分析から社会的行動の分析を旨とするのが合理的選択理論である以上、方法論的個人主義は合理的選択理論の重要な基本的前提であるとされている(「マ」三頁)。しかし、合理的選択理論が結局は個人の目標を特定することができず、さらには個人目標が社会的に集約される過程を、個人に関する前提からだけでは説明できないことを考えると(「マ」一〇八頁)、方法論的個人主義の採用も完全なものではなく、主意主義からはかなり遠い地点にあると言わなければならないであろう。

D、政治権力の創出… 合理的選択理論は社会成員の全体と係わりを持つ公共的選択の作成を政治と捉え、公共的選択が達成される過程と条件の解明を行なっている。そして、この公共的選択が実現されるひとつの場合の与件として権力が想定されてくるのである(「マ」二頁)。それゆえ、権力関係は個人行動に立脚する合理的選択理論が論理展開により解明を試みるべき現象であるというよりは、理論の成立基盤としてその背景に位置づけられているとみるのが自然である。それでも合理的選択理論において権力概念は、交換理論のなかで非対称的交換と規定されてくるのであるが(「マ」三三頁)、これには多くの問題が

残されている(「ア」九五―一〇七頁)。なぜなら、自己に全く忠実な合理的個人がなぜに不均衡な交換をするのであろうか。そこには、あるいは剥きだし暴力、あるいは合理的思考を越えた人間の衝動、あるいは集団的志向などが存在しているように思われる。この意味において、合理的選択理論の提示する政治と権力の説明には、社会と勢力の存在が理論の背後にあり、その説明を支えているように思われる。

E、正統性の論理的説明… 合理的選択理論における正統性概念の特色は、正統性を合理性の補償物と捉える点にある(「マ」四〇頁)。すなわち、個人的合理性からだけでは説明することができない公共性について、それを論理的に導出させる前提として導入されてくるのが正統性の概念なのである。しかも、この意味での正統性をも合理的理論として想定するのが合理的選択理論の立場なのであり(「マ」四〇―四二頁)、そのような試みの典型としてロールズの正義論が展開されていたのである。しかし、正統性が個人行動に関する前提からどれだけ合理的に規定されたかどうかは、ロールズについても指摘し、ここでも言及してきたように大いに疑問の残るところである。

F、理論の基本的前提… それぞれの分析はそれぞれに多様な前提から理論構成を行なっているが、それらに共通するところの合理的選択理論の基本的前提は、個人は目標に対して合理的に行動するという一点に存している(「マ」三三頁)。そして、合理性とは目標に対する最適手段の採用とされているのである

〔「四」四頁〕。

G、論理的課題… 主意主義的観点からなされる以上のような指摘に対し、これは理論の前提に関する無理な注文であり、理論の守備範囲を越えた批判であると、合理的選択理論は反論するにちがいない。確かに、主意主義的観点から合理的選択理論に検討が加えられることは、合理的選択理論にとって予定外のことではあるとしても、合理的選択理論を幾つかの角度から検討する時、いつでも立ちほだかる不透明な部分が、目標それ自体に関する選択過程の解明にあることは言うまでもない。特に、複数個人の目標選択が社会のなかでゆるやかにであれ一致しているのはなぜであるかを、方法的個人主義の立場を保持しつつ、それこそだけ合理的に説明できるかどうか、主意主義的観点からはいたく関心をそえられる、大きな課題であると言わなければならないのである。

VII 秩序問題の解明と残された課題

これまで概観してきた諸理論を鳥観してみると、それぞれの問題にかなる解答が寄せられてきたかが明らかとなる。しかし、本稿の目的は理論構築の予備的考察に置かれていたのであり、何がしかの結論が予定されていたわけでもない。ただこれまでの簡単な検討から言えることは、多くの政治理論には共通する暗黙の想定があるということである。すなわち、人々は社会秩序の成立を必要とする考え方を有していることから、こ

の共有価値に導かれて政治の仕組を整え、その手段として権力を社会に導入し、これを制御してきたという発想である。たとえこれが直観にすぎないとしても、これには理論的思考を促す効果があり、この想定それ自体を咎めることはできない。多少無理な解釈を施せば、こうした想定に導かれて、プラトンは人々が持つべき真なる価値とその価値に基づく理想国家を論じ、ホッブスとロックは自然法に従う自然権の制約から締結される社会契約が生み出す秩序維持機関としての国家の役割を説明し、ロールズは社会契約による秩序の形成を導く一般的基本原理を追求し、合理的選択理論は個人の行動から秩序が形成される論理を追うなかで、理論に先だつ強制力の存在を照らし出しているように思われる。しかし、この想定が有意義な命題となりえたかどうかは、ひとえに「人間の基本的傾向」と「与件」とがこれら理論のなかでどれだけ明確に規定されていたかどうかにかかっている。本稿が注視してきたのもこの点にこそはかならず、多くの理論がこれら理論前提の多くを明示しないで放置し、曖昧なままに理論展開するという、重大な欠陥を含んでいると要約することができるのである。

さて最後に、本稿での理論検討と先に行なった社会学の領域における理論検討〔A〕とをまとめ、各項目別に整理することを一連の予備的考察作業の締括りとしておきたい。

A、秩序形成… 秩序を形成し維持する理由ないし機能として、主に挙げられてくるのは、(1)個人的効用の最低保証、(2)個

人的効用の増大、(3)行動の規則性の確保、(4)個人に有用な社会体系の存続、などである。かかる状態をもたらす方法としては、(1)利益の統制、(2)強制力の行使、(3)規範の設定、(4)目的の共有が挙げられている。主意主義的観点から言えば、個人に対する効用付与の機能から出発し、そのために必要な方法の論理的可能性を探るべきであろう。

B、間主観性の確保… ここまで眺めてきた理論に関する限り、間主観性は説明不要の理論的前提とされており、個人または社会が理性または共通価値の形で自ずと保持するとされている。主意主義的理論を貫徹させるのであれば、間主観性の成立自体を個人行動から説明することが必要となろう。ただその時には、(完全に利己的な間主観性を認めるか否かの点を含め)間主観性の概念を本稿で論じてきた以上に厳密に規定してゆく必要がある。また、間主観性の成立が社会秩序の成立にとり本当に不可欠であるのかどうか、あるいは必要条件なのか十分条件なのか、間主観性の概念規定と関連させながら再度検討し、組上のせた諸理論についても再評価する必要があることになるかもしれないのである。

C、主意主義的説明… 当然のことながら、すべての研究者が主意主義的立場の採用に踏み切っているわけではなく、また逆に、社会が持つ創発的特性を完全に否定しざるほど完璧な主意主義的行為理論があるわけでもない。しかしながら、複数の理論家の考えに勇気づけられ、欲求を求めるのは行為主体とし

ての個人に限られることを強調し、社会を個人による欲望充足の場として捉える限り、主意主義的行為理論から社会(ないしは社会体系)の理論を完成させることが好ましいと言えよう。

D、政治権力の創出… 国家・政治・権力の存在理由ないし機能については、多くの理論がほぼ一致している。最大公約的に言えば、これらの機能は個人が効用を充足する場としての社会を、安定して予測可能な秩序ある社会に保持し、集合的目標の達成を目差すことである。かかる働きを有する国家・政治・権力が出現してくる方法としては、(1)自然権の譲渡、(2)支配団体の成立、(3)社会的分業、(4)相互作用の不平等、(5)機能的要件の充足、などによると説明されている。その基本的前提を問わない限り、これら説明の意図は大筋において主意主義的立場が目差す説明と合致すると思われることから、論理的整合性の観点からそのいずれかを取捨選択してゆけばよいであろう。

E、正統性の論理的説明… 正統性と正義を考察する理由ないし目的は、かなりの程度に価値判断的である。その一つは権力の乱用に対する抵抗権を基礎づけようとするものであり、他の一つは個人の不平不満が生ずるわけを知ろうというものである。そのいずれにしても、(1)個人の与える同意、(2)人々に分有されている社会規範、(3)自然法、(4)分配公正ないし正義の概念、が理論の具体的内容となっている。主意主義的観点よりすれば、正統性と正義を論ずるのも社会のなかで個人が欲求を満たせるか否かに係わるのであり、この点からのみ理論の目的と内容を

考察すべきであると言える。この立場に比較的近いのは、抵抗権の発想と分配公正の意味における正義論であろう。

F、理論の基本的前提… 前提を持たずに成立する理論があり得ない以上、ここまで検討してきた理論のすべてが前提を有していることは言うまでもない。問題はその前提がどれだけ精確に明示されているかどうか、そして個人行動のレベルを超越した前提がどれだけ排除されているかどうかである。このことにつき、多くの理論が曖昧なままに過ごしてきたことは再三再四言及してきたとおりである。

G、論理的課題… 以上の予備的考察に続く課題は、主意主義的立場を保持しつつ、秩序の成立を個人行動から論理整合的にいかに説明するか、その秩序成立過程の論理のなかに政治と国家と権力をいかに組込むかという一点に係っている。このとき特に重要となるのは、これまでの理論の視野を越えられず、たとえ間主観性の存在を理論の出発点に置かざるを得ないことになるとしても、理性等の曖昧な用語で理論の前提を構成するのではなく、個人の行動傾向を厳密に特定する命題の集合として間主観性を明示してゆくかたちの理論構築を厳格に守ってゆくことにはかならない。ただし、その方法に関しては次稿以降での考察にいまは譲らなければならない。

(1) 本稿は、理論社会学の領域において主意主義的観点から検討を行なった拙稿「ア」の姉妹篇である。そして本稿も、筆者が目標にしている主意主義的権力論における序章部分の準備作業を兼ねてい

るので、序文を除き、それぞれ七項目からなる六節の構成で組み立てられている。

(2) 註記は次の方法でなされている。まず、本註のように、筆者の断り書きや論文内容に関する場合は、本文中の該当箇所を(一)内の数字で示し、ここに註記した。次に、本文中で引用し、検討の対象に取りあげ、参考に用いた文献について、文献名とその頁数のみを明記する場合は、直接に参照した文献一覧(本稿最後に掲げている)の頭部につけたカタカナと数字を「」に包んで表示し、本文中の該当箇所を置くことで註記とした。なお引用文に対し、筆者が変更しないし加筆した場合には、「」のなかに含むことで示し、省略した場合には、……ないし……の記号で示してある。また特に断ることなしに、引用文それ自身に含まれる註記表示や傍点の類は削除し、一部旧字体は新字体へ変更させてもらっている。

(3) 本稿での考察には、慶應義塾大学大学院法学研究科における、根岸毅・田中宏の両氏を中心とした政治社会学理論をめぐる合同演習授業の参加者から多くの示唆を受けている。根岸毅・田中宏の両氏からは特に教えられることが多く、筆者の気づかぬ所でも多くの影響を受けていると思われる。それゆえ、細かな点までの註は省いたままで、本稿での考察にも役だたせてもらった点のあるかもしれないことを、まずお断りしておかなければならない。また、田中宏氏からは、本稿の作成段階で貴重なコメントを頂いた。記して謝意を表する次第である。これらの様々な助言にも係わらず、本稿に見られるであろう不透明なる議論の責任が、すべて筆者にあることは言うまでもないことである。

(4) この点は、合同演習授業における根岸毅氏の指摘による。
 (5) この点については、田中宏氏に教えられる所が多かった。
 (6) Practiceの訳語については、田中宏氏に教えられる所が多か

った。ただ、この訳語自体については、その可否の責任がすべて筆者にあることは言うまでもない。

参考文献：

- 〔ア〕 拙稿、『社会学における秩序と権力の問題——主意思義的視点からの検討』、法学研究（慶應義塾大学）、第五九巻第四号、一九八六年。
- 〔イ〕 ニクラス・ルーマン著、村上淳一・六本佳平訳、『法社会学』、岩波書店、一九七七年。
- 〔ウ〕 山口節郎、『間主観性の社会学』、安田三郎ほか編、『基礎社会学』第Ⅱ巻、東洋経済新報社、一九八一年。
- 〔エ〕 吉沢夏子、『社会学と間主観性問題——主観主義批判・再考——』、社会学評論、第三五巻第二号、一九八四年。
- 〔オ〕 厚東洋輔、『主意思義的行爲理論』、安田三郎ほか編、『基礎社会学』第Ⅰ巻、東洋経済新報社、一九八〇年。
- 〔カ〕 プラトン著、田中美知太郎ほか訳、『国家』、田中美知太郎責任編集、『プラトンⅡ』、中公パックス、世界の名著7、中央公論社、一九七八年。
- 〔キ〕 田中美知太郎、『国家』篇について、田中美知太郎責任編集、『プラトンⅡ』、中公パックス、世界の名著7、中央公論社、一九七八年。
- 〔ク〕 プラトン著、藤沢令夫訳、『ゴルギアス』、田中美知太郎責任編集、『プラトンⅠ』、中公パックス、世界の名著6、中央公論社、一九七八年。
- 〔ケ〕 佐々木毅、『プラトンと政治』、東京大学出版会、一九八四年。
- 〔コ〕 藤原保信、『西洋政治理論史』、早稲田大学出版部、一九八五年。
- 〔サ〕 トマス・ホップズ著、永井道雄・宗片邦義訳、『リヴァイアサン』、中公パックス、世界の名著28、中央公論社、一九七九年。
- 〔シ〕 田中浩、『ホップズ研究序説——近代国家論の生誕——』、御茶の水書房、一九八二年。
- 〔ス〕 トマス・ホップズ著、水田洋・田中浩訳、『リヴァイアサン』、『国家論』、世界の大思想13、河出書房、一九六六年。
- 〔セ〕 アレクサンダー・P・ダントレュー著、久保正幡訳、『自然法』、岩波書店、一九八〇年。
- 〔ソ〕 タルコット・パーソンズ著、稲上毅・厚東洋輔訳、『社会的行爲の構造Ⅰ』、木鐸社、一九八〇年。
- 〔タ〕 ジョン・ロック著、鶴飼信成訳、『市民政府論』、岩波書店、一九八三年。
- 〔チ〕 ジョン・ロック著、宮川透訳、『統治論』、大槻春彦責任編集、『ロック・ヒューム』、中公パックス、世界の名著32、中央公論社、一九八四年。
- 〔ツ〕 John Locke, *Locke on Politics, Religion, and Education*, edited with an introduction, by Maurice Cranston, Collier Books, Collier-Macmillan Ltd, New York, 1965.
- 〔テ〕 南原繁、『政治理論史』、東京大学出版会、一九六六年。
- 〔ト〕 中村義知、『近代政治理論の原像』、法律文化社、一九七四年。
- 〔ナ〕 ジョン・ロールズ、矢島鈞次監訳、『正義論』、紀伊国屋書店、一九七九年。
- 〔ニ〕 ジョン・ロールズ、田中成明編訳、『公正としての正義』、木鐸社、一九八〇年。
- 〔ヌ〕 藤川吉美、『正義論の歴史』、論創社、一九八四年。
- 〔ネ〕 John Rawls, *A Theory of Justice*, Clarendon Press, Oxford, 1972.
- 〔ノ〕 小林良彰、『J・ロールズ——正義論の再構築』、白鳥令編

- 『現代政治学の理論〔上〕』、早稲田大学出版部、一九八二年。
- 〔ハ〕 田中宏、『市場機構による最小国家生成について』、法学研究（慶應義塾大学）、第五五巻第一号、一九八二年。
- 〔ヒ〕 田中宏、『規範政治学の基礎—ソーシャル・ディレンマとインテンシティ—』、『慶應義塾創立百二十五年記念論文集（法学部政治学関係）』、慶應義塾大学法学部、一九八三年。
- 〔フ〕 田中宏、『政治学に対する経済学的アプローチ』、堀江湛・花井等編著、『政治学の方法とアプローチ』、学陽書房、一九八四年。
- 〔ヘ〕 田中宏、『合理的選択と政治理論』、法学研究（慶應義塾大学）、第五八巻第一〇号、一九八五年。
- 〔ホ〕 マンサー・オルソン著、依田博・森脇俊雅訳、『集合行為論—公共財と集団理論—』、ミネルヴァ書房、一九八三年。
- 〔マ〕 三宅一郎編著、『合理的選択の政治学』、ミネルヴァ書房、一九八一年。
- 〔ミ〕 白鳥令編、『現代政治学の理論〔上・下〕』、早稲田大学出版部、一九八二、一九八四年。
- 〔ム〕 吉田洋一・赤橋也著、『数学序説』、培風館、一九七〇年。
- 〔メ〕 Anthony Heath, *Rational Choice and Social Exchange—A critique of exchange theory*, Cambridge University Press, Cambridge, 1976.
- 〔モ〕 Brian Barry (ed.), *Power and Political Theory: Some European Perspectives*, John Wiley, London, New York, Sydney, Toronto, 1976.
- 〔ヤ〕 根岸毅、『政治的選択の制度と平和』、平和研究（日本平和学会）、第三号、一九七八年。
- 〔ユ〕 根岸毅、『政治における試行錯誤の機会—もうひとつの民主主義論—』、『石川忠雄教授還暦記念論文集・現代中国と世界—その政治的展開—』、慶應通信、一九八二年。
- 〔ヨ〕 根岸毅、『工学に欠けるもの、政治学に欠けるもの—問題解決のための学問の条件—』、法学研究（慶應義塾大学）、第五八巻第八号、一九八五年。
- 〔ワ〕 松下圭一、『市民政治理論の形成』、岩波書店、一九六七年。
- 〔キ〕 田中美知太郎責任編集、『アリストテレス』、中公パックス、世界の名著8、中央公論社、一九七九年。
- 〔ク〕 務台理作・田中美知太郎・高島善哉・松浪信三郎責任編集、『世界の大思想—プラトン—』、河出書房、一九六五年。